

市施設への太陽光発電装置設置事業に係る業者選定

【募集要項】

1. 事業の目的・概要等

(1) 事業の目的

地球温暖化対策として平成24年7月からスタートした再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用し、市施設の余裕スペースに太陽光発電装置を設置することにより、再生可能エネルギーの普及拡大を図る。

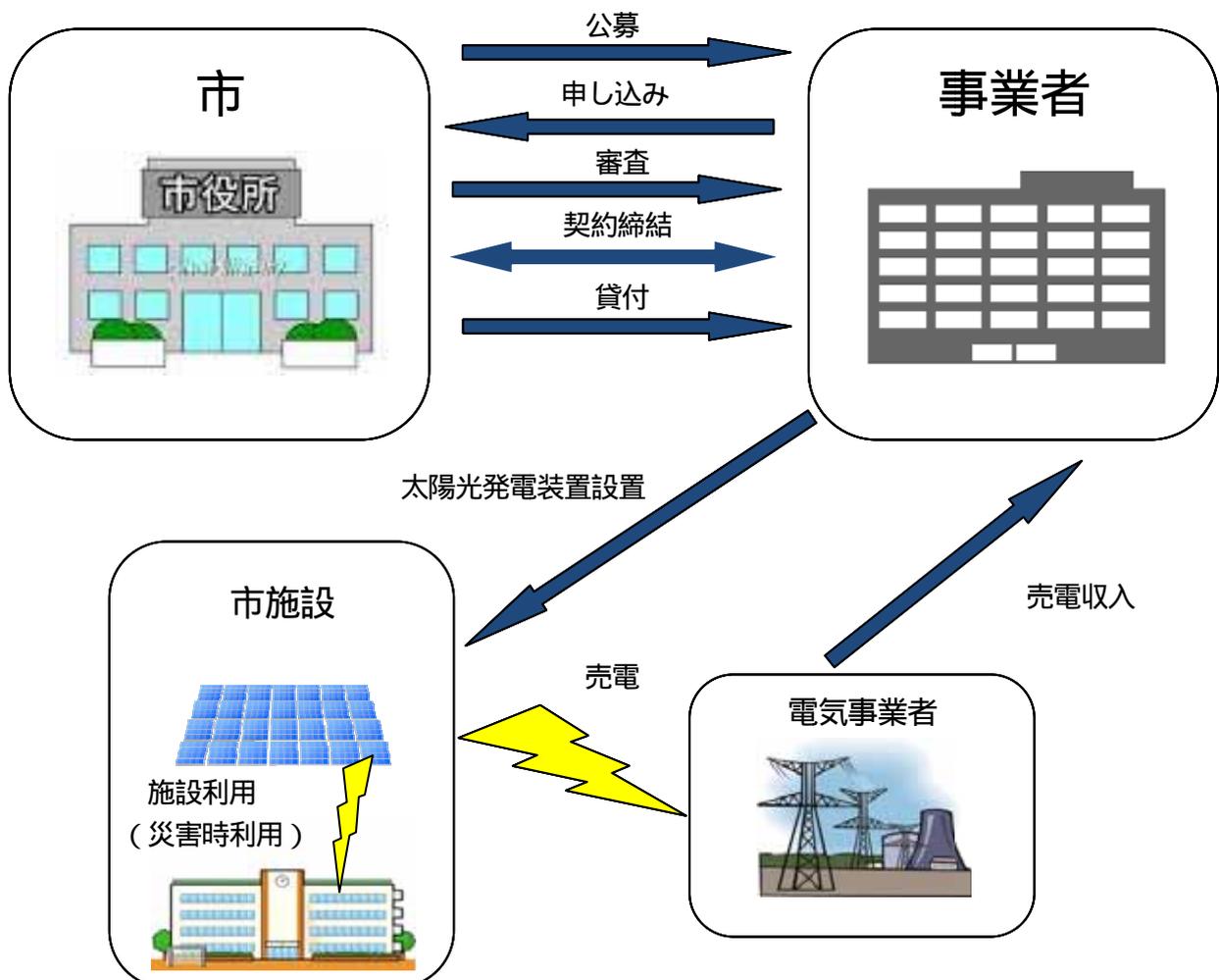
(2) 事業の概要

太陽光発電装置が設置可能な市施設の屋上を民間事業者へ貸与し、民間事業者が太陽光発電装置を設置することにより、再生可能エネルギーの普及拡大を図る。

設置費用及び維持管理費用は民間事業者の負担とし、その対価として発電した電力を売電して得た利益を民間事業者の利益とする。

なお、発電した電力は、設置施設内へその一部を供給させるとともに、災害時にも電力供給できるようにする。

<八王子市における太陽光発電事業のスキーム>



(3) 太陽光発電装置設置対象施設

市内小中学校20校。別紙「太陽光発電装置設置対象施設一覧」のとおり

(4) 基本条件

次の項目を満たすことを基本条件とする。これを満たしていない場合は、契約業者になりえない。

ア．設置施設

・対象施設20施設すべてに設置することを原則とするが、特別の事情により設置が難しいと判断した施設は、除外しても構わない。

ただし、10施設以上に設置することを最低条件とする。

イ．太陽光発電装置

・本市としては、全実施施設で合計最大出力1MWを目指しているため、対象施設の設置可能スペースに最大限発電できる規模の太陽光発電装置を設置すること。

・設備の系統は2系統とし、全量売電する売電用設備と設置施設で使用できる施設用設備を設置する。

・設置施設で使用できる発電電力の最大出力については、各設置施設ともに全最大出力の1割以上とし、当該施設の自家用電気工作物（非常用電源兼用）と高圧連系をとること。また、災害時等において、電力会社からの電力供給が停止した場合においても使用できるようにする。

・全量売電する設備についても、災害時においては、パワーコンディショナの自立運転機能等により、発電した電力の一部を施設使用できるものとする。

・売電用の太陽光発電装置と施設用の太陽光発電装置は同等の仕様とする。

・施設用の発電電力は、施設で使い切る見込みのため、余剰売電はないものとする。よって、余剰売電するための設備認定は不要とする。

・太陽光発電装置は償却資産として課税対象となるので、固定資産税を納税すること。なお、施設用の設備についても対象となるので注意すること。

ウ．貸付期間

・対象施設の設置場所（屋上等）の貸与期間は、調達期間を含み契約締結から太陽光発電装置を撤去して使用部分を原状回復し、市に返還するまでの期間とする。貸与期間中に、当該市有施設の移譲や売却を行う場合は、貸付の継続を条件として移譲等を行うほか、必要に応じて太陽光発電設備を移設する別の市有施設をもって対応を行う。調達期間は20年とする。

なお、移設費用の負担については双方協議の上決定する。

エ．貸付料

・設置した装置の発電により施設内に供給した電気（全体の1割以上）を貸付料とする。

オ．設置費用及び維持管理

・設置及び維持管理に係る費用は、全て事業者の負担とし、安定的に稼働させるための維持管理においても事業者の責任において行うこと。よって、発電設備の故障や劣化、気象の変動による日射量の減少などのリスクがあるが、こうしたリスクは事業者が負うものとする。

カ．設置場所

・設置場所は、対象施設の屋上等とするが、対象施設が小中学校であることから、フェンスを設置する等、施工時及び設置後においても十分な安全対策を講じること。

キ．設置時期

・平成24年度内の設置完了を原則とするが、やむを得ない場合は、平成25年度の上半期までに設置完了させること。

・設置工事については、設置施設が小中学校であることから、三季休業中や土日祝日等を活用し、教育活動の妨げにならないように配慮するとともに、学校側の責任者と十分な調整を図り行うこと。

ク．事業終了後の設備の処分

・電力供給期間が終了した後は、すみやかに発電設備を撤去し、屋根を原状に復して使用部分を返還する。

ただし、市が認めるときは、原状に復さず市が指示した状態で使用部分を返還させる場合がある。

ケ．構造計算結果の報告

・契約業者には構造計算書を貸与するのでこれを基に構造計算した結果を報告すること。

コ．発電量や事業収支の報告

・設置した太陽光発電装置による発電量、施設使用量、事業収支の状況等を市に報告すること。

サ．環境教育に活用できる設備等の設置

・設置対象施設が小中学校であることから環境教育に活用できる設備等を設置すること。

シ．工事総括責任者

・設置工事全般に渡る市との調整について、窓口となる責任者を定めること。また、責任者は監理技術者（電気）の有資格者であること。

2．事業スケジュール及び事務手順

（1）事業（施工）実施スケジュール（予定）

平成25年2月下旬から平成25年4月頃まで

（2）事務手順

平成24年10月31日（水）～ 11月30日（金）	事業者の募集開始及び申込受付（事業計画書等の提出） （質問期間：10/31～11/22）
11月6日（火）	事業者説明会
11月13日（火）～ 11月16日（金）	施設見学会
12月上旬	一次審査（書類審査）
12月中旬	一次審査結果及び二次審査開催通知 二次審査（ヒアリング）
12月下旬	二次審査結果通知 決定事業者との契約締結

1月上旬	電力会社への申し込み・契約 所轄官庁への届け出
2月下旬	設置工事着工
3月下旬	設置工事完了
4月上旬	使用開始

(3) 図面の貸与

提案予定事業者には、募集期間中に施設の図面等を環境政策課において貸与する。
図面は、事業計画書提出時に返却すること。

(4) 事業者説明会

提案予定事業者向けに説明会を開催する。

日 時：平成24年11月6日（火）18時30分から

会 場：八王子市役所本庁舎 8階801会議室

参加人数：1提案事業者につき3名程度まで

申 込：前日までに環境政策課に電話又はメールで申し込むこと。

資 料：募集要項、様式はホームページからダウンロードして持参すること。

(5) 施設見学会

全対象施設の施設見学会を1施設45分程度で行う。

日 時：平成24年11月13日（火）～16日（金）

スケジュール：別紙日程表のとおり。指定の時間のみ見学可能とする。

参加人数：1提案事業者につき2名まで

申 込：11月9日までに環境政策課に電話又はメールで申し込むこと。

その他：現地集合。見学したい施設を申し込み時に申し出ること。

3. 公募条件、募集期間

(1) 公募条件

ア. 事業者の構成等

応募できる事業者は、法人格を有する団体とする。ただし、共同企業体（JV）は、法人格を有していないが、複数事業者が連名で参加する形態と実態的に変わらないこと、中小企業者が参加しやすくなることから、対象とする。

また、事業者の構成要件等は設けないので、一事業者、複数事業者、共同企業体（JV）、事業協同組合、特別目的会社（SPC）など、提出する事業計画書等の内容に即して、適した形態を検討すること。

なお、応募時点までに、必ずしも共同企業体（JV）や特別目的会社（SPC）などを設立する必要はない。応募時点では、代表者、構成員及び基本的な役割分担等を記載した書類を提出し、設置事業者として選考された後に速やかに設立すること。

イ. 事業者の参加資格

応募する事業者又は代表事業者（複数事業者、共同企業体（JV）又は特別目的会社（SPC）参加予定事業者は、代表者を定めること。以下同じ。）は、次の要件を備えていることを条件とし、誓約書（様式7）の提出を以ってその事実を確認する。

（ア）事業計画書等に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

（イ）過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

（ウ）過去6か月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出していないこと。

（エ）債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

（オ）事業者として納めるべき税金（国税、地方税等）を滞納していないこと。

- (カ) 八王子市が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (キ) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (ク) 「八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱」を遵守すること。

(2) 募集期間

平成 24 年 10 月 31 日 (水) から 平 11 月 30 日 (金) まで

4. 提案依頼の内容

次に挙げる項目を基本とし、目的、主旨に沿った事業を提案すること。

(1) 太陽光発電事業を実施する主体等

太陽光発電事業を主体的に実施する事業者又は代表事業者の概要 (名称、所在地、代表者職名・氏名、設立年月日、資本金、従業員数、主な事業内容・実績等) を提示すること。

また、複数事業者、共同企業体 (JV)、事業協同組合、特別目的会社 (SPC) などの形態で太陽光発電事業を実施する場合には、それらに参加する他の事業者 (応募時点で共同企業体 (JV) や特別目的会社 (SPC) 等をまだ設立していない場合は、参加予定の他の事業者とする。以下同じ。) の概要も併せて提示すること。

なお、参加する他の事業者が多数となる場合には、そのうちの主な事業者の概要を提示すること。

また、地球環境や再生可能エネルギーの普及に関する企業理念を示すとともに、太陽光発電事業の実績も提示すること。

なお、提案業者が市内事業者の場合は、審査において加点する。

(2) 太陽光発電設備を設置する市有施設

別紙「太陽光発電装置設置対象施設一覧」に示す施設 20 校すべてを原則とし、最大限実施可能な施設を選択し、市有施設の活用による太陽光発電事業の基本的な実施方針を明らかにすること。

(3) 太陽光発電設備の仕様等

施設ごとに、設置する太陽光発電設備等に関する次の項目について検討し、その内容を提示すること。

ア. 太陽光発電設備の仕様

ソーラーパネル、パワーコンディショナ、接続ユニット、取付架台等の主な設備の製造メーカー名、製品の型式、数量、見込まれる発電量 (1KW あたり 1000KWh / 年以上とする) 等

イ. 発電量

合計最大出力 1MW を目指し、最大限の発電を提案すること。

なお、施設使用分の発電量が多いほど審査において加点する。

ウ. 太陽光発電設備の図面

屋上や屋根におけるソーラーアレイの配置図、発電・送電システムの構成や配線を表す図面

エ. 設置工事の工法等

架台を屋上や屋根に設置する工法及び防水施工の工法並びにそれらを表した図面 (既存の建物躯体や防水シートへの影響が分かるようにすること。)

オ. 使用期間及び設置工事の工期

予定している市有施設の使用期間、設置工事の工期

カ．設置時及び設置後の安全対策

対象施設が小中学校であることから、設置工事にあたり、児童・生徒の安全を確保するための対策を示すこと。また、設置後においても同様に対策を示すこと。

キ．電気の売却先

発電した電気の売却を予定している電気事業者の名称

ク．非常時の電源確保

災害時に商用電力が停止した場合における、当該施設で発電した電力の活用方法を示すこと。

ケ．環境教育への活用

小中学校に設置することから環境教育に活用できる設備の提案をすること。

(4) 施工業者の選定

太陽光発電設備の設置工事を行う施工業者について、予定している施工業者の概要（名称、所在地、代表者職名・氏名、設立年月日、資本金、従業員数、主な事業内容・実績等）を提示すること。

なお、施工業者が市内事業者の場合は、審査において加点する。

(5) 太陽光発電設備の管理

太陽光発電設備の管理方法等に関する次の項目について検討し、施設ごとではなく全体の方針を提示すること。

ア．管理業務を行う事業者

太陽光発電設備の管理業務を行う事業者の概要（名称、所在地、代表者職名・氏名、設立年月日、資本金、従業員数、主な事業内容・実績等）、人員体制及び緊急時等の連絡体制

なお、管理業者が市内事業者の場合は、審査において加点する。

イ．発電量のチェック及び定期点検等

日々の発電量をチェックする方法及び体制並びに維持管理のための定期点検等の時期、回数及び内容

ウ．工事施工・防水施工に係る保証

工事施工及び工事部分の防水施工に係る保証者、保証期間及び保証内容

エ．安全管理・災害対策

設置後の安全管理体制、自然災害（地震、強風等）による設備の破損等の対応

オ．原因が不明確な雨漏り等への対応

前項の保証期間中に太陽光発電設備の設置に起因する雨漏り等が発生した場合は、保証者の負担で修繕させるが、雨漏りが太陽光発電設備の設置に起因するのか、市有施設の老朽化等に起因するのか、明確にならない場合が想定されるので、そうした場合の対応方針

カ．損害保険、賠償責任保険

設置する施設については、損害保険への加入を原則とするので、契約の締結を予定している損害保険や賠償責任保険の内容、保険金額

(6) 太陽光発電事業の収支見込等

太陽光発電事業の実施に係る資金調達計画、事業収支見込み、キャッシュフロー見込みなど、安定的な事業運営が期待できることを確認できる書類を提示すること。

なお、不測の事態により設置した設備の権利を譲渡等する場合における撤去費用の調達方針についても提示すること。

5. 事業計画書等の作成要領

(1) 提出書類

下記の事業計画書等の提出書類に必要事項を記載して提出すること。

必ず所定様式を使用すること。様式は、市ホームページからダウンロードできます。

市ホームページの提出書類掲載場所

トップ > 生活・環境・交通 > 環境の保全 > 地球温暖化防止 > 再生可能エネルギーの普及促進 > 市施設への太陽光発電装置設置事業

URL

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/seikatsu/kankyohozen/ondankaboshi/36220/036222.html>

【提出書類一覧】

- ア. 様式1 事業計画書（提案事業者名、実施施設、基本方針等）
- イ. 様式2 - 1 提案事業者（本事業の主体事業者の情報等）
- ウ. 様式2 - 2 施工業者（施工業者の情報等） 施工に係る有資格者一覧を裏面に添付
- エ. 様式2 - 3 管理業者（維持管理者の情報等）
- オ. 様式3 - 1 設備の仕様（太陽光発電装置及び付帯設備の仕様等）
- カ. 様式3 - 2 施工方法（施工方法、施工時の安全対策等）
- キ. 様式4 管理・保証（管理体制・保証内容等）
- ク. 様式5 非常時の電源確保・環境教育への活用
- ケ. 様式6 事業収支見込
- コ. 様式7 事業計画書等を提出する事業者又は代表事業者が応募資格を満たしていることを記載した誓約書

(2) 添付書類

- ア. 会社概要（本事業に係る事業者全てのもの）
- イ. 事業計画書等を提出する事業者又は代表事業者の商業登記簿謄本及び定款
- ウ. 事業計画書等を提出する事業者又は代表事業者の直近の会計年度の決算財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書）
すべての財務諸表を作成していない場合は、作成している既存の文書を提出すること。
新たに作成する必要はない
- エ. 応募する時点で共同事業体（JV）や特別目的会社（SPC）などを設立していない場合は、代表者、構成員及び基本的な役割分担など、設立後の運営に係る方針を記載した書面
- オ. 過去1年以内の納税証明書（法人税・消費税・法人住民税・法人事業税）
発行から3ヶ月以内のもの
- カ. 事業実施スケジュール（契約締結から、届出、設置、更新、撤去まで）
- キ. 設置する太陽光パネルの製品仕様書
- ク. その他市が提出を求めた書類（市から指示があった場合に提出すること）

(3) 質問及び回答

質問期間：平成24年10月31日（水）から11月22日（木）まで

事業計画書等の提出に関する問い合わせは、環境政策課にメールまたはFAXで行うこと。
また、問い合わせに対する回答は、市ホームページ上で行い、個別対応はしない。
なお、質問受付期日を過ぎた後の問い合わせについては、回答しない。

(4) 提出部数

正本1部、副本(コピー)10部。A4版ファイル製本とし、インデックスを付けること。
事業計画書等を保存したCD-R1枚を併せて提出すること。

6. 提出方法等

(1) 提出方法

八王子市環境部環境政策課へ持参すること。郵送等は不可。

なお、事業計画書等の提出期限である11月30日(金)の前日までに持参される場合は、事前に提出書類等チェックし、不備等がある場合は提出期限までに修正等が可能とする。

(2) 受付期間

平成24年10月31日(水)から11月30日(金)まで
午前9時から午後5時まで

(3) 事業計画書等の提出後の取扱い

- ・ 事業計画書等の変更、差替え、再提出、返却には応じられない。
- ・ 事業計画書等の著作権は、提出者に帰属する。
- ・ 事業計画書等は、事業者の選考及び選考後の事業運営以外に、提出者に無断で使用しない。
- ・ 事業計画書等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は提出者が負う。

7. 審査方法、審査基準

(1) 審査方法

ア. 一次審査

事業計画書等の提出書類に基づき、事務局において、募集要項に沿った内容になっているか審査する。募集要項に沿った事業計画になっていない場合は、二次審査に進めない。

イ. 二次審査

一次審査を通過した者に対し、審査委員会において、ヒアリング形式による二次審査を行う。提案事業者は提出書類及びパワーポイント等を使用して行う。この際、事業者名は明らかにし、審査基準に基づき採点評価式による審査を行い、合計点が最も高い事業計画書等を提出した事業者を採択する。

また、ヒアリング審査に参加できない場合は、審査対象から外れる。

なお、二次審査の結果、評価点が同点の場合は、審査委員会により上位となる者を決定する。

ウ. 審査結果の通知

審査の結果は、採択、不採択いずれの場合も、提案事業者に通知する。

(2) 審査基準

二次審査の審査基準の概要は次のとおりとし、この基準により評価する。

：特に配点の高い項目

評価項目	評価の視点	配点
事業全般	・事業の目的・主旨の理解度や事業規模等、事業計画全般の評価。 施設使用分の最大出力	60点
提案事業者	・事業者又は代表事業者等の経営状況は問題なく、かつ、事業を円滑に遂行できる体制や実績を有していると認められるか。 提案事業者が市内事業者であるか	32点
設備の仕様・設計	・太陽光発電設備の配置や仕様は、市有施設の屋上や屋根の状況に合わせて、合理的に設計されているか。 設備の仕様の信頼性、効率性	36点
施工	・施工にあたっての業者の選定、スケジュール、安全対策等は十分な内容になっているか。また、太陽光発電設備の設置工事の工法及び工期等は、市有施設を適正に管理していく上で支障はないか。 施工業者が市内事業者であるか	44点
管理	・太陽光発電設備を長期間にわたり適正に管理及び運営できる体制が整備されると見込まれるか。 管理業者が市内事業者であるか	36点
保証	・工事施工に係る保証内容や設置後の安全対策等は十分な内容になっているか。	24点
非常時の電源確保	・災害時に当該施設で発電した電力が効果的に活用できる設計になっているか。 災害時の発電量、活用内容	40点
環境教育への活用	・設置場所が学校であることから、発電表示パネル等の環境教育に活用できる付帯設備が備わっているか。 環境教育に活用できる設備か。	20点
事業収支	・資金調達計画、事業収支見込等は、長期にわたる発電事業を安定的に実施できると見込まれるか。	8点
合計		300点

8. 契約事業者の決定

審査の結果、最も得点の高い事業者を契約予定事業者とする。

9. 選考後の手続き

(1) 市との契約締結

選考された事業者又は代表事業者と市との間で、市有施設の貸与による太陽光発電事業の実施に関する役割分担やリスク分担等を定める契約書を締結する。

(2) 事業開始

事業者又は代表事業者は、各市施設の管理者に太陽光発電設備の仕様及び工事の設計図等を提出して設置工事の同意を得るとともに、設置工事に係る工期や時間帯を協議した上で、設置工事に着手すること。

10. 問い合わせ先

八王子市環境部環境政策課 担当：平井 鈴木
住 所 〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1
電 話 0 4 2 - 6 2 0 - 7 3 8 4
F A X 0 4 2 - 6 2 6 - 4 4 1 6
Eメール：b110400@city.hachioji.tokyo.jp